

経済センサス活動調査規則について

総務省統計局
経済産業省大臣官房調査統計グループ

1 制定の背景

現在、我が国の産業統計は、基本的に産業ごと、所管府省ごとに行われており、既存の統計調査の結果を統合しても全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握することができない状況にあり、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）において産業構造の変化等に対応した統計（経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス（仮称））を整備することが求められたところである。

上記を踏まえ、全ての産業分野における事業所及び企業の捕捉に重点を置いた経済センサス - 基礎調査を平成 21 年に総務省において実施したところであるが、今般、同調査により提供される名簿情報を活用し、事業所及び企業の経理事項を把握することによって、事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにする基幹統計を作成すること並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として経済センサス - 活動調査を平成 24 年に総務省及び経済産業省において実施することとしており、そのために必要な調査規則を制定する。

2 内容

(1) 調査日

調査は、平成 24 年 2 月 1 日現在によって行うことを規定する。

(2) 調査の対象

調査の対象は、国及び地方公共団体の事業所以外の事業所のうち農林漁家及び家事サービス業を除く全ての産業分野における事業所であることを規定する。

(3) 調査事項等

調査事項を以下のように規定し、事業所及び企業の業種、経営組織などの属性に応じて必要なものについて調査することを規定する。

「名称及び電話番号」、「所在地」、「事業所の移転及び名称変更の有無」、「開設時期」、「経営組織」、「協同組合の種類」、「学校及び学校教育支援機関の種類」、「政治・経済・文化団体及び宗教団体の団体種類」、「単独事業所・本所・支所の別及び本所の名称・所在地」、「本所か否か」、「支所の数」、「事業の内容」、「事業所の形態」、「管理・補助的業務の種類」、「従業者数」、「電子商取引の有無及び割合」、「設備投資の有無及び取得額」、「自家用自動車の保有台数」、「土地及び建物の所有の有無」、「資本金又は出資金、基金の額及び外国資本比率」、「決算月」、「売上（収入）金額若しくは経常収益又はその割合」、「販売額が多い部門、商品名及び仲立手数料又は修理料収入の有無」、「本支店間移動の割合」、「物品賃貸

業のレンタル年間売上高、リース年間契約高及び物件別割合」、「相手先別収入割合」、「費用」、「リース契約による契約額及び支払額」、「有形固定資産」、「生産数量及び生産金額」、「製造品在庫額」、「半製品及び仕掛品の価額並びに原材料及び燃料の在庫額」、「製造品出荷数、製造品出荷額、製造品名及び製造品在庫数」、「加工賃収入額、賃加工品名及び製造業以外の収入額」、「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」、「直接輸出額の割合」、「主要原材料名」、「工業用地及び工業用水」、「作業工程」、「商品手持額」、「小売販売額の商品群別割合」、「小売販売額の商品販売形態別割合」、「セルフサービス方式の採用」、「売場面積」、「営業時間」、「施設又は店舗の形態」、「チェーン組織への加盟」、「業態別工事種類」、「建設業許可番号」、「宿泊業の収容人数及び客室数」、「取扱件数、公開本数、入場者数、利用者数及び受講生数」、「同業者との契約割合」、「信用事業又は共済事業の実施の有無」

(4) 統計調査員

統計調査員（調査員及び指導員）の要件とそれぞれの行う事務を規定する。

(5) 統計調査員の身分を示す証票

市町村長は、統計調査員に対し身分を示す証票を交付することを規定する。

(6) 調査に用いる名簿等の作成

調査に先立つ事業所確認票の送付、回収、調査のために必要な各種名簿等の作成を行うことを規定する。

(7) 調査の方法及び期間

調査は、以下のとおり、調査員、市長、都道府県知事並びに総務大臣及び経済産業大臣による調査の4通りの調査系統を用いること並びに調査事業所単位で調査する方法及び本所となる調査事業所を単位として支所となる調査事業所をまとめて調査する方法の2通りの調査の方法を用いることを規定するとともに、調査の期間は、平成23年12月10日から平成24年3月31日までの間であることを規定する。

・調査員による調査

総務大臣及び経済産業大臣 - 都道府県知事 - 市町村長 - 統計調査員 - 調査事業所

・市長による調査

総務大臣及び経済産業大臣 - 都道府県知事 - 市長 - 調査事業所

・都道府県知事による調査

総務大臣及び経済産業大臣 - 都道府県知事 - 調査事業所

・総務大臣及び経済産業大臣による調査

総務大臣及び経済産業大臣 - 調査事業所

※ それぞれの調査系統における調査対象及び調査方法については別添「経済センサス活動調査における調査の方法、報告の義務及び報告の方法」を参照のこと。

(8) 期間の変更

天災事変その他避けることのできない事故のため、調査の期間により難しいときは、地域を限り、調査を行う期間を別に定めることができることを規定する。

(9) 報告の義務及び報告の方法

調査事業所単位で調査する場合は、当該事業所の事業主が、本所となる調査事業所を単位として支所となる調査事業所をまとめて調査する場合は、当該本所事業所の事業主が報告の義務を負うこと及び報告の方法について規定する。

(10) 調査票等の提出等

調査票等の提出期限等を規定する。

(11) 電磁的記録媒体による調査票の送付等の手続（ＣＤ－Ｒ等の媒体による調査票の提出）

電磁的記録媒体を用いて調査票の提出等の手続を行う場合の当該手続の適用範囲及び手続の方法を規定する。

(12) 電子情報処理組織による調査票の送付等（オンラインによる調査票の提出等）

電子情報処理組織を用いて調査票の提出等の手続を行う場合の当該手続の適用範囲及び手続の方法を規定する。

(13) 結果の公表等

総務大臣及び経済産業大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表することを規定する。

(14) 事業所及び企業の名簿の作成

総務大臣及び経済産業大臣は、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を作成することを規定する。

(15) 調査票等の保存

調査票等の保存期間を規定する。